

埼玉県特定鳥獣保護管理検討委員会設置要綱

平成23年6月23日決裁

(目的)

第1条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条及び第7条の2に規定する第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定及び変更等に必要事項を検討するため、埼玉県特定鳥獣保護管理検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定並びに保護又は管理の実施に関する事項
- (2) 実施結果等の検証及びそれに基づく計画の見直しに関する事項
- (3) その他、計画の推進に関して委員会が必要と認めた事項

(委員)

第3条 委員会の委員は20名程度とし、学識経験者、関係団体、関係行政機関から環境部長が依頼する。

2 任期は、計画開始の前年度から計画終了の前年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、その事務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の関係者の出席を要請することができる。

4 委員長は、技術的事項等を検討するために部会を設置することができる。

(代理出席)

第6条 関係団体及び関係行政機関の委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長等の承認を得て当該団体等に所属する者を代理人として出席させることができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、環境部みどり自然課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、平成23年6月23日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年11月27日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月27日から施行する。